

令和5年6月16日

保護者様

日高市立武蔵台小中学校
校長 秋馬 信之

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の学校における「出席停止」の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の5類感染症に移行することになりました。令和5年5月2日（火）に日高市教育委員会からメール配信でお知らせしたところではありますが、改めて下記のとおり「出席停止」と「欠席」の扱いについて、お知らせいたします。

記

新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」と「欠席」について

1 「出席停止」となる者

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した者
- ・体調不良者のうち、医師等から学校保健安全法施行規則で定める感染症の疑いがあり登校を控えるよう指示された者
- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を受ける場合とワクチン接種後の副反応出現の場合
- ・医療的ケア児、基礎疾患児で医師等から登校を控えるよう指示された者

2 「出席停止」とならず、「欠席」となる者

- ・「かぜ症状」等による体調不良者で医療機関に未受診の者
※但し、その後に医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の感染が判明した時は、発症日に遡り「出席停止」とします。尚、発症日については医師にご確認ください。その際に診断書は不要です。
- ・保護者から感染不安で休ませたいと相談があった者

3 本人は発症していないが、「出席停止」となる可能性がある者

- ・学校内あるいは学級で陽性者が確認された場合において、次の（１）、（２）のいずれかに該当する際には校長が出席停止の是非を判断します。
 - （１）高齢者家族や基礎疾患をもつ家族と同居する者
 - （２）高齢者や基礎疾患がある者と日常生活において接触する頻度が多い者